

事 務 連 絡

平成22年6月7日

各都道府県建設業協会

事 務 局 長 殿

社団法人 全国建設業協会

総 務 部

公益法人制度改革に関する情報提供《vol.28》

【岐阜県公益認定等審議会による『不認定』の答申について】

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

各都道府県建設業協会におかれましてはすでにご高承のことと存じますが、6月2日付けで公益法人行政総合情報サイト『公益法人 information』の全国の新着情報・お知らせ欄に、別添のとおり『「社団法人多治見青年会議所」の（不認定）答申書』が掲載されましたので参考にお知らせいたします。

当該答申は、内閣府公益認定等委員会に続く2例目の不認定事例であり、認定法5条第9号のいわゆる「遊休財産額の保有制限」に適合していないことが理由とされ、前回の「公益目的事業比率50%の基準を満たさないこと」とは異なる理由でした。（さらに、「当審議会への諮問に先立ち、行政庁から申請法人に指摘し、説明を求めたが、十分な説明等がなかったところである」と注意書きがされています。）

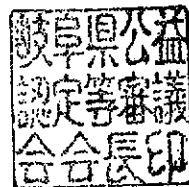
また、申請法人について、①特定費用準備資金該当性について疑義のある特定費用準備資金があること、②公益目的事業として掲げられている事業の中に公益目的事業該当性に疑義のあるものがあること、③経理的基礎に疑義があること、と厳しく指摘されており、申請に当たって非常に参考となるものと思われます。

以 上

公益審法第19号
平成22年5月31日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県公益認定等審議会
会長 山田 貞夫



答申書

平成22年3月5日付け中企第531号をもって岐阜県公益認定等審議会に諮問があった件につき、下記のとおり答申します。

記

上記諮問に係る別紙1記載の法人（以下「申請法人」という。）については、別紙2記載のとおり公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第5条第9号に規定する公益認定の基準に適合すると認めることができないので、不認定とするのが相当である。

なお、申請法人については、①別紙2で指摘する「財政調整積立資金（管理費）」以外にも特定費用準備資金該当性について疑義のある特定費用準備資金があること、②公益目的事業として掲げられている事業の中に公益目的事業該当性に疑義のあるものがあること、③経理的基礎に疑義があることから、今後、再度の申請があり、諮問する際には、これらの点についても十分検討されたい。

別紙 1

1. 法人コード：A002190
2. 法人の名称：社団法人多治見青年会議所
3. 代表者の氏名：鈴木 周作
4. 主たる事務所の所在場所
多治見市新町一丁目23番地多治見市産業文化センター4階
5. 旧主務官庁の名称：多治見市長

1 はじめに

認定法第5条は、公益認定の基準として18の基準を設けている。このうち、同条第9号は、いわゆる「遊休財産額の保有制限」に関するものであり、法人の「遊休財産額」はその保有上限額を超えてはならない旨を規定している。

2 「遊休財産額の保有制限」に適合するか否かの判定の基礎となる数値

「遊休財産額の保有制限」に適合するか否かの判定は、申請書の別表C(1)において行われる。

別表C(1)は、同表に記載された事業年度（以下「申請事業年度」という。）の末日の財産の状態を基に作成するものであり、この「申請事業年度の末日の財産の状態」は、申請事業年度の前事業年度の末日の貸借対照表（以下「前年度末の貸借対照表」という。）と申請事業年度の収支予算とを基に算定されるものである。

しかし、申請法人については、そもそも、前年度末の貸借対照表（平成20年12月31日現在の貸借対照表）が平成20年12月31日現在の財産目録及び平成20年度の正味財産増減計算書と整合しておらず（*1）、このような前年度末の貸借対照表を基礎とした別表C(1)の数値には疑義が持たれるところである。特に、別表C(1)の「正味財産計」欄の数値は、前年度末の貸借対照表の「正味財産合計」欄の数値と別表Gの「当期一般正味財産増減額」欄の数値との和と一致するものと考えられるが、これらの数値は、申請書において、明らかに一致していない（*2）。

このような状況に照らせば、申請法人については、「遊休財産額の保有制限」に適合するか否かの判定の基礎となる数値が不明確であると言わざるを得ない。

*1、*2 これらの点については、当審議会への諮問に先立ち、行政庁から申請法人に指摘し、説明等を求めたが、十分な説明等がなかったところである。

3 「財政調整積立資金（管理費）」

(1) 特定費用準備資金該当性

申請法人は、特定費用準備資金として、「財政調整積立資金（社会開発事業費）」「周年事業実行準備資金（創立55周年記念事業費）」「周年事業実行準備資金（創立60周年記念事業費）」及び「財政調整積立資金（管理費）」の積立てを行うこととしている。そして、このうち、「財政調整積立資金（管理費）」（以下「本件資金」という。）の内容等については、申請書の記載によれば、次のとおりである。

事業番号	管 1	特定費用準備資金の名称	財政調整積立資金(管理費)
		将来の特定の活動の名称	事業活動補填資金
		当該活動の内容	前年度繰越金を次年度の予算に事前に算入するための資金 組織として運営していく上で、会員の減少による収支の悪化に対し、管理費の不足分を繰越金から予め繰り

		入れ充当することにより、予備費として計上した将来余剰金となる予算を使い切ることを主目的とする。また、当年度の予算の管理費用の収入不足を補う目的とする。
計画期間		平成21年度～平成30年度（10年間）
当該活動の実施予定時期		平成22年度～平成30年度
積立限度額の算定方法		一年間分の管理費の総支出 2008年度決算ベース 460万円
各年度の積立額 及び取崩額	積立額	平成21年度 2,010,000円 平成22年度～平成30年度 毎年度1,000,000円
	取崩額	平成22年度～平成30年度 毎年度1,000,000円～1,500,000円（年によって異なる。）

ところで、そもそも特定費用準備資金とは、「将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用に係る支出に充てるために保有する資金」（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第18条第1項）であり、「当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること」等の要件を満たすものでなければならない（同条第3項）。

そこで、本件資金を見ると、

- ① 本件資金は「前年度繰越金を次年度の予算に事前に算入する」ものであり、その目的は、主として「予備費として計上した将来余剰金となる予算を使い切ること」にある。そうすると、本件資金は、「将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用」に充てるためのものというよりも、むしろ主として繰越金の繰越しに係る会計上の操作を目的としたものであると考えられる。
- ② また、本件資金は「管理費用の収入不足を補う」ものでもあり、積立限度額も「一年間分の管理費の総支出」を基に算定されている。そうすると、本件資金は、管理費の不足全般を補うためのものであると考えられ、何ら「特定の活動の実施のために特別に支出する費用」に充てられるものではないと言わざるを得ない。
- ③ さらに、本件資金は、毎年度積立てと取崩しを繰り返すものであり、実質的に資金の繰延べを行っているに過ぎないものと考えられる。

従って、本件資金は、特定費用準備資金として認めることができない。

(2) 本件資金が特定費用準備資金として認められない場合の「遊休財産額」

申請法人の「遊休財産額の保有制限」に適合するか否かの判定の基礎となる数値が不明確であることは2で述べたとおりであるが、仮に別表C（1）の数値が正しいとして検討すれば、申請法人の「控除対象財産の額」「遊休財産額の保有上限額」及び「遊休財産額」は、次表中欄のとおりとなっている。しかし、(1)で述べたとおり、本件資金は特定費用準備資金として認めることができないから、本件資金の額である2,010,000円を「控除対象財産の額」から減じると、これらの額は、同表右欄のとおりとなり（「遊休財産額の保有上限額」は変わらない。）、申請法人の「遊休財産額」は、「遊休財産額の保有上限額」を超えることとなる。

控除対象財産の額	13,274,075円	11,264,075円
遊休財産額の保有上限額	15,003,368円	15,003,368円
遊休財産額	14,875,603円	16,885,603円

4 結論

2で述べたとおり、申請法人については、そもそも「遊休財産額の保有制限」に適合するか否かの判定の基礎となる数値が不明確であり、「遊休財産額の保有制限」に適合すると判断することが困難であると言わざるを得ないが、仮に別表C(1)の数値が正しいとしても、3で述べたとおり、申請法人の「遊休財産額」は、「遊休財産額の保有上限額」を超えることとなることから、結局、申請法人は、「遊休財産額の保有制限」に適合すると認めることができない。